奥州市上下水道事業告示第8号

奥州市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成18年奥州市条例第281号)第5条及び奥州市公 共下水道事業受益者分担金条例(平成18年奥州市条例第281号)第5条の規定により、令和3年度に下水 道事業受益者負担金を賦課する区域を次のとおり定める。

令和3年4月1日

奥州市長 小 沢 昌 記

1 賦課区域

水沢地域

後田、字内匠田、字釜田、字桜屋敷、字桜屋敷西、字里鎗、字八反町、東中通り二丁目、字堰合、佐倉河字東沖ノ目、佐倉河字後田、佐倉河字杉ノ堂、佐倉河字石橋、佐倉河字川原田、真城字熊ノ堂、真城字杉山下、真城字垣ノ内、真城字町南、真城字沼尻、真城字町屋敷、姉体町字殿野起、羽田町駅前一丁目、羽田町駅前二丁目、羽田町駅東一丁目、羽田町久保、羽田町字明正の一部区域

江刺地域

南町、栄町、八日町一丁目、岩谷堂字一本松、愛宕字観音堂沖、愛宕字八日市、愛宕字梁川、愛宕字宿の各字の一部区域

前沢地域

字下小路、字道場、字島の一部区域

胆沢地域

小山字二枚橋、小山字森下の一部区域

2 区域図

別紙のとおり。別紙は省略し、上下水道部下水道課に備えておき縦覧に供する。